

大 槌 商 工 会

令和 3 年度会報 No. 1

上閉伊郡大槌町新町 38-1

TEL : 0193-42-2536

FAX : 0193-42-3424

発行日 : 令和3年4月14日

地域企業経営支援金説明会のご案内

「地域企業経営支援金」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている中小企業の事業継続を支援するため、感染症対策等に取組みながら事業継続を図ろうとする中小企業者に対し、支給される支援金です。

本会では、大槌町内に店舗、事業所が所在する中小企業者を対象に、令和3年4月12日(月)より申請の受付を開始いたしました。

大槌町内においても新型コロナウイルス感染症による事業者への影響が大きく、多数の申請が見込まれていることから下記の通り説明会を開催することとしました。

つきましては、必要書類等を整備のうえ、ご参加くださいますようお願いいたします。

1. 日時 令和3年4月19日(月) 9:30~/11:00~/13:30~/15:30~
令和3年4月20日(火) 9:30~/11:00~/13:30~/15:30~
各回1時間程度、すべて同じ内容となります。
2. 場所 大槌商工会館 2階研修室
3. 定員 各回10名程度
4. 参加方法 事前申し込み不要です。開始時刻までにお集まりください。
5. ご用意いただくもの

個人事業主・法人とも共通

はんこ(法人の場合は会社印)

筆記用具

電卓

振込先口座情報がわかる通帳等の写し

個人事業主の方

令和2年分の所得税確定申告書(税務署
収受印または電子申告受信通知)

青色申告書(1~4枚)または
(白色)収支内訳書(1~2枚)

売上減少要件を満たすことがわかる書類
(今年の売上台帳又は前年の申告書)

本人確認書類(運転免許証等)

法人企業の方

法人事業確定申告書

法人事業概況説明書(2枚)

売上減少要件を満たすことがわかる書
類(今年の売上台帳又は前年の申告書)

履歴事項全部証明書

<対象要件>

令和2年11月から令和3年3月の対象期間のうち、いずれか
1か月の売上が前年同月比**50%以上減少**、または連続する
3か月の売上が前年同期比**30%以上減少**している**対象業種※**
の事業者の方が対象となる支援金です。

※対象業種については裏面を参照してください。

支援金とは？

対象期間内の連続する3か月の売上について前年同期の売上との差額（減収額）を1事業所あたり**40万円**を上限として支援します。

多店舗を経営されている方には、1事業者当たり個人事業主は**100万円**、法人及び組合は**200万円**を上限として支援します。

<対象業種>

大 分 類	中 分 類
G（情報通信業）の一部	38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 41 映像・音声・文字情報制作業
H（運輸業、郵便業）の一部	43 道路旅客運送業 ただし、小分類431一般乗合旅客自動車運送業を除く。 44 道路貨物運送業
I（卸売業、小売業）の一部	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業
J（金融業・保険業）の一部	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 67 保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）
K（不動産業、物品賃貸業）	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L（学術研究、専門・技術サービス業）	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N（生活関連サービス業・娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O（教育、学習支援業）	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P（医療、福祉）	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R（サービス業）の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号（平成25年10月改定））」に基づく分類

一時支援金の事前確認について

本会では、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」申請における**事前確認**を行います。

持続化給付金では多数の不正受給があったため、一時支援金においては、商工団体や金融機関、税理士などによって事業の実態があるかどうか、給付対象の基準となる証憑書類があるかどうか等を確認することとなり、本会においてはその事前確認機関として登録されました。

申請期間 ▶▶ 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

給付額

中小法人等 ▶▶ 上限 **60万円** 個人事業者等 ▶▶ 上限 **30万円** を支給します。

給付額 ▶▶ 2019年または2020年の1月～3月の合計売上－2021年の対象月※の売上×3ヶ月

※2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

給付対象

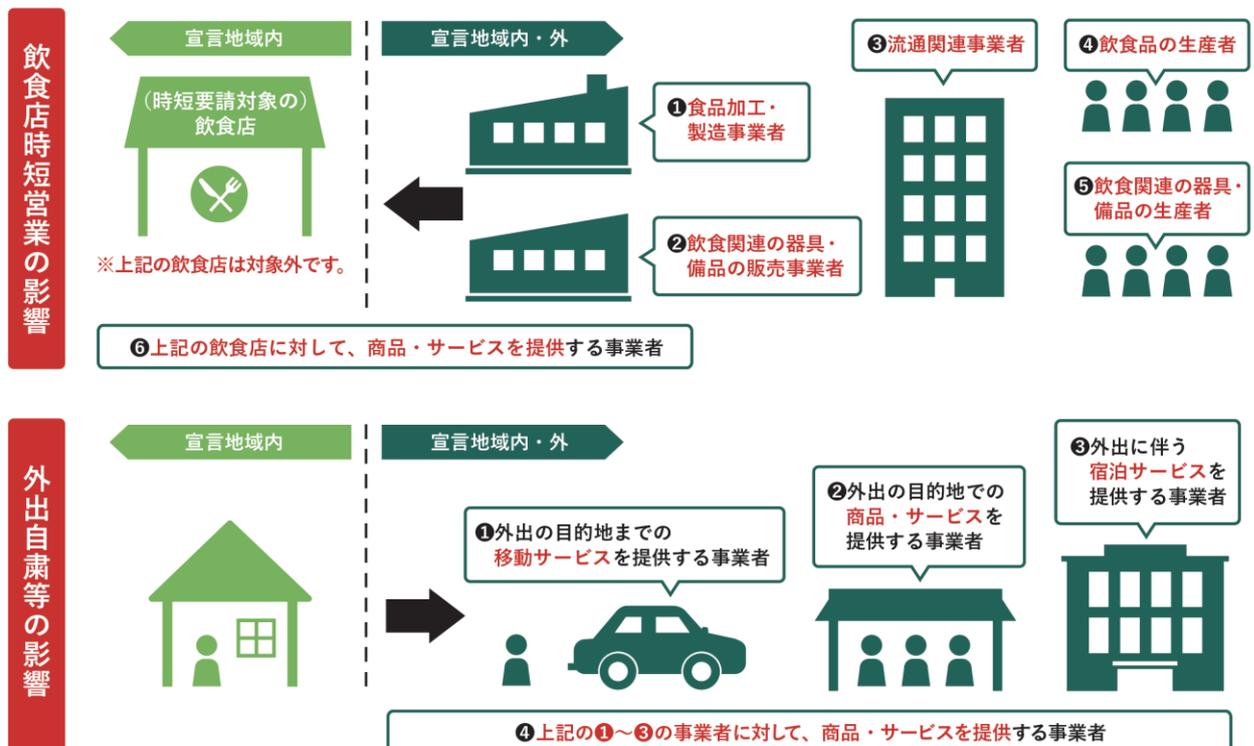
詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること※

②2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少

※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という)の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること



申請に必要な書類と保存が必要な書類は以下の通りです。持続化給付金とは違い、事前確認用の書類と申請用の書類がそれぞれ必要になります。

必要書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも必要書類がございますので、詳細はホームページでご確認ください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、その他の書類の提出を求める場合がございます。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)

法人



履歴事項全部証明書

個人



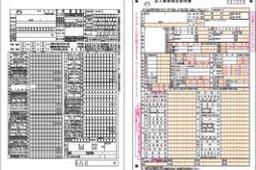
運転免許証 マイナンバーカード

住民票 OR 【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

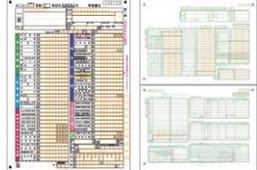
※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められますので、詳細はホームページでご確認ください。

2 収受日付印の付いた2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書類の控え

法人



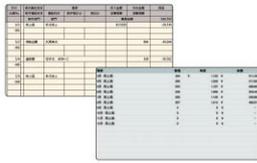
個人



※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

3 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)

事前確認	全て
申請	2021年対象月の売上台帳のみ



4 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳

事前確認	事業の取引がわかる全てのページ
申請	通帳のオモテ面と通帳を開いた12ページ

電子通帳画面コピー



5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

※ホームページからダウンロードできます。



6 2019年～2021年の各年1～3月における顧客の情報がわかる取引先情報一覧

※ホームページからダウンロードできます。

事前確認	不要	申請	必要
------	----	----	----



保存書類

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。

飲食店時短営業・外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な取引先が、宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店または宣言地域の消費者であることを示す書類を保存してください。

主な例 詳細はホームページでご確認ください。

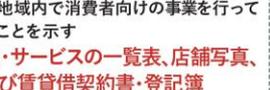
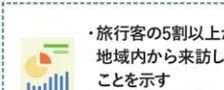
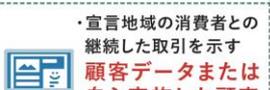
<必須>



自らの販売・提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す
帳簿書類および通帳



<上記に加えて、以下のいずれか1項目>
※所在地や事業によっては必要となる書類

 <p>・宣言地域内で消費者向けの事業を行っていることを示す 商品・サービスの一覧表、店舗写真、および賃貸借契約書・登記簿</p>	 <p>・宣言地域の消費者との継続した取引を示す 顧客データまたは自ら実施した顧客調査結果</p>
 <p>・自らの販売・提供先が宣言地域内の卸売市場または流通事業者であることを示す書類</p>	 <p>・所在地域から宣言地域内の卸売市場または流通事業者への反復継続した取引を示す書類・統計データ</p>

以下の場合には給付対象とはなりません



事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。



(緊急事態宣言とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。



(緊急事態宣言とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。



売上が50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。



地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協賛金*の支給対象の飲食店は給付対象外です。

(原間みに営業を行っているなど、協賛金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。)
※都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協賛金

〈一時支援金申請方法〉

- ①一時支援金ホームページ(<https://ichijishienkin.go.jp/>)にアクセスして仮登録画面でメールアドレス、電話番号を入れて申請IDを発行します。
- ② 本会で事前確認を行いますので、**ご予約**をお願いいたします。
- ③ 事前確認を行います。必要書類をご用意ください。会員の方は電話での事前確認が可能です。
なお、非会員の方も事前確認を受け付けますが、原則対面によって確認いたします。
- ④ 事前確認を行ったうえで、一時支援金ホームページに再度アクセスし、申請を行ってください。

〈商工会からのお願い〉

一時支援金は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき2021年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者に対して、緊急事態宣言の影響が特に大きい2021年1月から同年3月までの期間における影響を緩和して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える一時支援金を迅速かつ公正に給付することを目的としています。

岩手県及び大槌町においては、緊急事態宣言が発令されておりませんが、緊急事態宣言地域との取引がある事業者や観光産業とその関連産業、事業者等において影響は少なからずあったものと推測されます。

しかしながらも本町のように緊急事態宣言地域外にあった場合、書類やデータを根拠として緊急事態宣言の影響から50%以上の売上減少となった場合が給付対象であること、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外であることから慎重なご判断をお願いいたします。

なお、本会事務局としてもウェブサイト等に示されている資料が現在の判断基準となっており、あくまでも「可能性がある」としかお話しすることができません。

つきましては個別具体的な事項の判断をしかねますので、必ず下記の一時支援金事務局へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

一時支援金 相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

※相談窓口では、不正受給の内部通報にも対応しています。



0120-211-240

IP電話
専用回線

03-6629-0479

受付時間

8:30-19:00 (土日・祝日含む全日) ※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

いわてまんぷくイートチケットの販売期限と使用期限について



大槌町内 30 店舗のほか、岩手県内各地の飲食店で使える「いわてまんぷくイートチケット」は令和 3 年 5 月 31 日（月）まで販売しております。在庫はまだあります。

大槌町で販売しているところ：

- ・シーサイドタウンマストさん
サービスカウンター

営業時間 9：00～19：00

- ・大槌商工会

販売時間 9：00～15：00（平日のみ）

いわてまんぷくイートチケットの利用期間は令和 3 年 6 月 30 日（水）までとなります。

<大槌町内でいわてまんぷくイートチケットが使えるお店>

七福食堂 大槌町本町 1-13-3 TEL：0193-42-4023	Chari Café 大槌町末広町 12-14 TEL：0193-27-5888	さんずろ家 大槌町吉里吉里 13-9-22 TEL：0193-44-2413
自然派厨房 凜々家 大槌町吉里吉里 1-3-53 TEL：0193-44-2366	麵匠 Tokishirazu /Bar しえるぶる 大槌町本町 1-1 TEL：090-4055-9700	居酒屋糸びす 大槌町大町 4-9 TEL：080-3334-0434
大光そば 大槌町大町 3-5 TEL：090-3144-3847	喫茶 夢宇民 大槌町末広町 12-2 TEL：0193-42-5693	和風喫茶 芳苑 大槌町末広町 3-6 TEL：0193-42-3381
割烹 岩戸 大槌町大ケ口 2-3-39 TEL：0193-42-3357	母ちゃんハウスだあすこ沿岸店 大槌町大槌 16-28 TEL：0193-42-8151	居酒屋翔龍丸 大槌町大町 6-18 TEL：090-1069-0485
どんりゅう庵 大槌町本町 1-17 TEL：0193-41-1777	よりみちそばみち 大槌町本町 4-20 TEL：0193-42-7527	ばあばキッチン 大槌町本町 1-13-5 TEL：090-2791-4033
食道園 大槌町本町 1-13-2 TEL：090-7796-4541	おかめ食堂 大槌町本町 1-13-1 TEL：090-2791-4033	大槌のかき小屋 初栄丸 大槌町本町 1-13-6 TEL：080-5738-9011
中華一 大槌町本町 1-13-7 TEL：0193-27-5880	居酒屋味鮮 大槌町本町 1-13-8 TEL：080-5228-1797	ジャズ喫茶クイン 大槌町本町 1-13-9 TEL：0193-42-3252
スナック ラリー 大槌町末広町 12-18 TEL：090-1069-2811	フィッシュ 大槌町末広町 3-15 TEL：0193-42-4067	あづまや 大槌町吉里吉里 2-1-1 TEL：0193-44-2986
瀬里奈 大槌町大槌 22-63-1 TEL：0193-41-1230	末広食堂 大槌町上町 2-4 TEL：080-2819-3160	あるご 大槌町小槌 27-3-4 TEL：0193-42-8078
焼肉だいまる 大槌町小槌 27-3-4 TEL：0193-42-8111	このさん食堂 大槌町小槌 27-3-4 TEL：0193-42-3118	三陸味処千勝 大槌町小槌 27-3-4 TEL：0193-42-6540

献血にご協力ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で外出の自粛等によって血液供給が不足しております。そこで大槌商工会青年部では献血バスを呼び、協力することといたしました。



献血バス
けんけつちゃん

献 血

400mL 献血基準に満たない

10代・20代 に限り、200mL 献血もお願いしています。

献 血 日 令和 **3** 年 **5** 月 **8** 日 (**土**)

献 血 会 場 シーサイドタウン **マスト**

受 付 時 間 **10:00 ~ 12:00** 予定
13:30 ~ 16:00

主催：大槌商工会青年部

医療機関からの赤血球製剤の要請は **97%** が **400mL献血**の血液です。



降圧剤や痛風・高尿酸血症治療薬、高脂血症薬、アレルギー薬は、ほとんどのお薬が当日の服用でも献血できます。服薬がある場合、**現物またはお薬手帳持参**などで薬剤名をお知らせ下さい。



3日以内に出血が伴う歯科治療を受けた方は献血をご遠慮ください。



輸血（自己血を除く）や臓器移植を受けた方は献血をご遠慮ください。



4週間以内に海外から帰国した方は献血をご遠慮ください。

ご協力いただきました皆様には粗品を進呈いたします。当日のご協力をお願いいたします。

新規会員のご紹介

令和3年4月入会

（一社）おらが大槌夢広場（末広町）

代表理事 神谷 未生 さん

サービス業（施設指定管理ほか）

令和3年4月入会

あぶらめ丸（吉里吉里）

代表 中本 健太 さん

雑貨小売業他

経営計画策定支援個別指導会のお知らせ

経営戦略策定のプロ、マネジメント・ストーリー 代表 阿部敏雄氏を招聘し、企業・事業者の経営計画策定を支援します。

個別指導会でできること：

- ・そもそも経営計画って何だろう、どう作ればよいの？を解決します。
- ・経営計画を作ったら何かメリットあるの？を事例を交えて紹介します。
- ・〇〇っていう設備を入れたいんだけど…を資金調達、スケジュール等詳しく解説します。
- ・今こんな商品考えているんだけど…の具現化をお手伝いします。
- ・農業、水産業の六次化も支援範囲です。

さらに…!!!

- ・持続化補助金って、何を書けばいいの？をヒアリングしてプロがアドバイスします。
- ・ものづくり補助金採択の近道や今話題の事業再構築補助金についてもプロが伝授します。
- ・事業承継を始めたい方、事業の磨き上げをお手伝いします。

対象：経営計画の策定に関心がある大槌商工会会員の中小企業者等
すでに計画を持っている大槌商工会会員の中小企業者等

日時：令和3年5月11日（火） 9：30～16：30
令和3年5月12日（水） 9：30～16：30

定員：両日4者（先着順）

申込方法：下記をご記入の上、このページをそのままFAXいただくか、電話で事務局までご連絡ください。

経営計画策定支援個別指導会参加申込票

宛先：FAX（0193-42-3424）

事業者名・参加者氏名		連絡先電話番号		
希望日時に○を付し、聞きたいことをご記入の上、送付してください				
5/11	9：30	11：00	13：30	15：00
5/12	9：30	11：00	13：30	15：00
聞きたいこと				